

第 3 6 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 5 年 6 月 26 日 (月)
- 2 開閉時間 午後 4 時 30 分開会 午後 5 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室

- 4 出席委員 13 人

1 番 寺崎秀子	2 番 小野寺昭一	3 番 坂上 修	4 番 佐藤美頭雄
6 番 開澤克明	7 番 山崎禎彦	8 番 鈴木英博	9 番 松田直人
10 番 酒井雅憲	11 番 北村浩光	12 番 西永和美	13 番 舟根 禎
14 番 吉本 憲			

- 5 欠席委員 5 番 斉藤哲子
- 6 会議出席 松木事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 7 番 山崎禎彦、8 番 鈴木英博

- 9 議事内容

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告第 2 号 農業経営改善計画の認定通知について
- 報告第 3 号 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について
- 議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
- 議案第 2 号 農用地利用集積計画の要請について
- 議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 4 号 鷹栖町農業振興地域整備計画について
- 議案第 5 号 土地の現況証明書の交付について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第 36 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 13 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、7 番委員、8 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 4 報告第 3 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案 3 頁から 6 頁になりますのでご覧ください。
番号が 5 番から 10 番までの 6 件です。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりです。
届出の個所図については、別冊、説明資料の 1 頁から 10 頁になりますので併せてご確認ください。
- 続きまして、議案 7 頁をご覧ください。
報告第 2 号「農業経営改善計画の認定通知について」です。
農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。
議案は 8 頁になりますのでご覧ください。
2 件の通知がありました。
認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限については通知に記載のとおりです。
続きまして、議案 9 頁をご覧ください。
報告第 3 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。
北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、現地確認委員の指名について、専決処分しましたので報告します。

番号が 1 番の 1 件の案件で、現地確認委員は議案に記載のとおりです。
報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員 無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 続きます、日程第 5 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 10 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 11 頁、12 頁をご覧ください。

番号が 6 番の 1 件の通知を受理しております。

合意解約の理由については、議案の備考欄に記載のとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は、議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が、6 か月以内であるかの確認については、合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していることを確認しています。

なお、議事参与の制限を受ける案件がございます。6 番の案件について、佐藤委員が議事参与の制限を受ける案件となりますので、審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

4 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 この案件について何か質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

6 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 6 番の案件については、認めると決定しました。

4 番委員 着席

議長 続きます、日程第 6 議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 14 頁をご覧ください。

議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。

議案は 15 頁、16 頁をご覧ください。

番号が 2 番から 3 番までの 2 件でございます。

売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡し
の時期は、議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の 11 頁から 12 頁、調査書が 13 頁から 14 頁
に載せてありますので併せてご確認願います。

全てあっせん案件です。

なお、2 番の案件については、開澤委員が、3 番の案件については、佐藤
委員が、議事参与の制限を受ける案件でございます。

審議の際は、ご退席をお願いします。

それでは、2 番から 3 番までのあっせん案件について、担当の委員さん
より、補足説明についてお願いします。

議長

2 番です。

4 月 27 日から 5 月 8 日まで、あっせん回数 4 回で成立しています。

総額 3,800,000 円で成立しています。

3 番です。

4 月 18 日から 6 月 13 日まで、あっせん回数 8 回で成立しています。

総額 6,837,520 円で成立しています。

議長

それでは、議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」説明が終
わりました。

議事参与の案件がありますので、まず 2 番について審議いたします。

6 番委員

私の案件ですので、退席します。

議長

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

2 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは 2 番の案件については、認めると決定しました。

6 番委員

着席

議長

続きまして、残りの 3 番について審議いたします。

4 番委員

私の案件ですので、退席します。

議長

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

3 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員

全員挙手

議長

はい、それでは 3 番の案件については、認めると決定しました。

4 番委員

着席

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 2 号「農用地利用集積計画の要請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 7 議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 18 頁をご覧ください。
議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。
議案は 19 頁から 20 頁までとなりますのでご覧ください。
番号が 30 番の 1 件ございます。
利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。
位置図は、別冊、説明資料の 15 頁、調査書が 16 頁に載せてありますので併せてご確認願います。
説明は以上です。

議長 それでは、議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」の説明が終わりました。
この案件について何か質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 8 議案第 4 号「鷹栖町農業振興地域整備計画について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長 それでは、議案 21 頁をご覧ください。
議案第 4 号「鷹栖町農業振興地域整備計画について」でございます。
鷹栖町長より、鷹栖町農業振興地域整備計画の変更案について、計画の適否を求められていますので、審議するものです。
議案は 22 頁となりますのでご覧ください。
番号が 1 番の 1 件ございます。
該当地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、用途、申請者の住所、氏名、変更理由については、議案に記載のとおりです。
位置図は、別冊、説明資料の 17 頁に載せてありますので併せてご確認願

います。

該当地については1筆で、面積は1,036 m²、登記簿地目と現況地目はそれぞれ山林となっています。

該当地は、基盤整備を予定しており、周辺農地を一体的に管理していくうえで農用区域内への編入は妥当と考えています。

なお、この案件について、佐藤委員が議事参与の制限を受ける案件となりますので、審議の際は、ご退席をお願いします。

説明は以上です。

4番委員

私の案件ですので、退席します。

議長

この案件について何か質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

1番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員

全員挙手

議長

1番の案件については、認めると決定しました。

4番委員

着席

議長

続きまして、日程第9議案第5号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案24頁をご覧ください。

議案第5号「土地の現況証明書の交付について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の第4項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

議案25頁、26頁をご覧ください。

番号が2番の1件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、地目変更のためです。

調査票、航空写真、現地写真は、別冊、説明資料の18頁から20項に載せてありますので併せてご確認ください。

報告第3号で報告したとおり現地確認委員を指名し、現地確認を行いましたので、2番の案件について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

8番委員

はい、2番の案件について、6月1日、吉本会長、山崎委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出農地は、宅地として利用してから相当な年数が経過しているため、農地以外であると判断しました。

報告は以上です。

議長

それでは、議案第5号「土地の現況証明書の交付について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。
議案第 5 号「土地の現況証明書の交付について」認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第 5 号「土地の現況証明書の交付について」は、認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。
その他に入ります。

局長 はい、議案 27 頁その他の 1 番、次回の定例会についてです。
次回の定例会についてですが、現農業委員の任期満了が 7 月 19 日で、その翌日 7 月 20 日に新体制で第 1 回目の定例会になります。
集合時刻ですが、午後 3 時で考えていますが、時間の調整をして後日連絡したいと思います。
定例会前に町長からの任命書の交付があります。
その後、第 1 回目総会のため会長、代理を決めていただくこととなります。
町長が召集する形になるので、会長が決まるまでは町長が進行することになります。
会長、代理が決まりましたらその日の案件に入ります。
その時に併せて特別委員会の編成、新体制になりますので農業委員さんの担当する地区を決めて、7 月 20 日から円滑に業務を執行できるように段取りをすることが中身となっています。
定例会後に集合写真及び身分証明書の写真の撮影を行う予定です。
初回の定例会ですので、スーツ及びネクタイ着用で出席をお願いします。
主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。

議長 それでは、以上をもって第 36 回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。